

令和5年第3回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年2月3日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第4号 令和4年度練馬区登録文化財について
- (2) 議案第5号 令和4年度教育関係予算案(補正第4号)に関する意見について

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

令和5年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について
令和5年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について
令和4年度 練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について
(仮称)学校教育支援センター上石神井北の設置に伴う施設整備について
令和5年第一回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼につい
て
保育所整備等の進捗状況について
「練馬区成人の日のつどい」の開催結果について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時52分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

地域文化部文化・生涯学習課長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

小 野 弥 生

山 崎 直 子

小 暮 文 夫

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

吉 川 圭 一

石 原 清 年

橋 本 健 太

渡 辺 洋

教育長

ただいまから令和5年第3回教育委員会定例会を開催する。案件表に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議案2件、請願・陳情2件、協議2件、報告7件である。

(1) 議案第4号 令和4年度練馬区登録文化財について

教育長

初めに、議案である。議案第4号 令和4年度練馬区登録文化財についてである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の規定により、文化財の保護に関することについては、法律上、教育委員会の権限とされている。練馬区においてはこれを区長部局に委任をして、現在、地域文化部文化・生涯学習課がその任を務めている。昨年の12月23日の第24回教育委員会定例会において、練馬区文化財保護審議会への諮問について報告をさせていただいた。これについて答申があったので、今回議案として提出をしたものである。

それでは、この議案について、所管の文化・生涯学習課長から説明をお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの件について皆様からご意見等があればお願いします。

岡田委員。

岡田委員

基本的なことを教えていただきたい。1ページの3行目に、「今回の登録により指定文化財は49件、登録文化財は219件」とあるが、この指定文化財と登録文化財とは何が違うのか。

文化・生涯学習課長

まず、登録文化財についてだが、登録文化財とは歴史的・学術的価値があって、将来に向けて適切に保存を行う必要があることから、区の文化財台帳に登録して、状態を把握している文化財のことである。

指定文化財は、登録文化財のうち、歴史的価値の高いものとして指定した文化財である。こちらについては、登録文化財と異なる点として、修理に対する補助金の対象としている。もし、修理が必要ということであれば、修理費の2分の1を補助金として交付することができることになっている。

教育長

ほかにないか。では、まとめたいと思う。本件について承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第4号については承認とさせていただきます。

では、ここで文化・生涯学習課長については、退席をお願いします。

(2) 議案第5号 令和4年度教育関係予算案(補正第4号)に関する意見について

教育長

では、引き続いて、議案第5号 令和4年度教育関係予算案(補正第4号)に対する意見について、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの件についてご質問等があれば、お願いします。

ちなみに、最後のページの歳出の教育費の項目に、「1 各種助成費 送迎バス等安全対策支援事業補助金」とある。同じような番号が、こども家庭費の項目にも「安全装置等購入費」「ベビーセンサー購入費」「送迎バス等安全対策支援事業補助金」とあるが、というのは補助金のことである。これは地方自治法施行令によって、全国一律にこの番号は補助金だと決まっている。は備品、は消耗品である。種類によって形状が分かれている。したがって、先ほど教育総務課長から説明のあったは民間の私立幼稚園・保育園なので、補助金としてお支払いするものになる。とについては、区有の保育所に対する補助ということで、この消耗品、備品となるわけである。

では、ご質問等があればお願いをする。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第5号について、承認とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

教育長

次に、請願・陳情案件である。

継続審議中の請願・陳情案件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、現在のところ継続とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議(1)旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置についてである。本日は資料が提出されている。

では、資料の説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

この協議案件については、従来から折に触れて協議をしていただいているところである。では、本報告の件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

よろしいか。

教育長

はい。

仲山委員

2点ある。1つは学校名のことである。説明会で配付した資料3-2の3ページに校名がある。チーム名としての名前というような表現が使っているが、既存の学校では、大泉桜学園というような言い方がこのチーム名に相当するかと思う。条例上の正式名称は小学校と中学校で別々になるということだが、実際に、こういう2つの呼び方を使って、今まで混乱は起きていないのか。

教育施策課長

いわゆる通称名と、学校という組織としての正式名称、その2つを使っていることについて、混乱ということに関しては、ふだん子供たちは9年間を学んだ学舎のことを桜学園ということで使っていただいている。そして、卒業証書等の公的な書類の中では、学校の組織ということで正式名称を使っている。

私ども、実際、桜学園の校長先生であったり、教員の方が子供たちの様子を見ている中でも、名前が2つあって分かりづらい、使いづらいということは特段伺っていない。

教育長

補足させていただくと、資料3 - 4の1ページ目の「2 学校教育法上の学校は何になるのか」というご質問に対する答えだが、現在の大泉桜学園は、学校教育法第1条の小学校と中学校が存在することになっていて、その隣に義務教育学校というのがあるが、これが小中一貫教育校のことである。ただ、小中一貫教育校になると、例えば、途中の中学校から転入してくることができないような公的な制約がある。この2行目にある中等教育学校というのは中高一貫教育校なのだが、これも高校生から入ることができなくなっている。全くできないわけではないのかもしれないが、基本的には途中転入を前提とはしていない。

ということなので、例えば、他の自治体の小中一貫教育校、中高一貫教育校であっても、私立であっても、名目上は一貫とは言っておきながら、法律上は小学校、中学校、高等学校という別々に存在していたり、本当に中等教育学校だったり、義務教育学校だったり、1つの団体になっている場合がある。認可を取らなければいけないので、結局、チーム名を本当の学校名にするためには、この義務教育学校というのは所轄庁の認可が必要になる。

したがって、東京都教育委員会に申請をして、許可されると、様々な制約も一緒に出てくる。

例えば、大泉桜学園については、学校選択制になっているが、認可されてしまうと選択できなくなってしまうといったデメリットも存在する。

チーム名という名称をつけているが、基本的には小学校と中学校が2つ存在して、団体としての名前がついているとご理解いただきたい。

ちなみに、卒業証書は別々に配付されている。

仲山委員

もう1点だが、資料3 - 4の10ページの39番の区の考えについて、「再度、統合・再編について検討する予定」とある。ここの部分について詳しく説明していただきたい。

教育施策課長

まず、この旭丘・小竹地域においては、平成28年に新しい学校を造っていかうという基本的な考え方を示させていただいた。旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校、

この3つの学校を1つの敷地に集約をして、新しい小中一貫教育校を設置していくという基本的な考えである。

その後、地域の方といろいろとお話をする場があって、実際の設計や工事にも時間が相当かかるものだから、旭丘小学校と中学校を先行して一貫校とするための取組を先に進めようということ平成30年に考え方を整理した。

小竹小学校については、この後どうなるのかというご質問をいただいているが、今現在、小竹小学校の子供たちの人数と旭丘小学校の子供たちの人数等を全て受け入れるだけのキャパシティーは、新しい校舎の中では用意をしていない。ただ、それこそ東京都全体でも児童生徒数が大幅に減っていくという将来の見込みであったり、そのとき判断する将来の推計値を用いて、新しい学校でそもそも受入れが可能なか。受入れが可能でないとすれば、教室を転用する、そしてまた増築も1つの選択肢として考えていく。そういった複合的なお話を鑑みながら、もう一度、新しい学校が開設した後に、そのときの状況をもって、統合・再編するのもも含めて検討していくといった旨を説明会でもご案内を申し上げたところである。

教育長

ほかにないか。中田委員。

中田委員

小中一貫教育校の場合、途中の中学校から入れないということであれば、小学校1年生で旭丘小中一貫教育校に行ってしまったら、必然的に9年間通わなければいけないと考えていいのか。

教育長

私が申し上げたのは、法律上、大泉桜学園は小学校と中学校が別々に存在しているようになっている。今度の旭丘小中一貫教育校についても同じような取扱いをするため、選択制は可能である。

ただ、制度上、小中一貫教育校になると、義務教育学校という法律上の位置づけになり、そうすると途中での転入ができなくなる。

これがそのまま存続する分には学校選択制も可能であるし、編入も可能である。

教育施策課長

今、教育長からご説明いただいたとおりである。地域の方から今回は質問がなかったが、今までもそういう趣旨の疑問点があった。そこでお答えさせていただいているのは、例えば、小学校に入学をして、新しい中学校を選択するときに、小中一貫教育校である中学校に7年生で進むという考え方もあるし、学校選択制でほかの学校に進むことも可能である。

あと、小学校においては別の小学校に通っていたが、中学校を選択するときに、中1から新しい旭丘小中一貫教育校に通いたいといったことも可能である。なので、扱い上、練馬区の小中一貫教育校ではほかの学校と変わらないということをご説明さ

せていただいている。

教育長

よろしいか。坂口委員。

坂口委員

資料の3 - 3の図面について、北や南の方角が書かれていないのではないか。

学校施設課長

資料3 - 3の1枚目の右側にうっすらと入っているが、上が北側、下が南側である。

坂口委員

そうすると、この第2校庭は北側にあるわけだが、例えば、冬の時期に雪が溶けずに困ることが起きないのか。校舎北棟と南棟をつなぐ通路もできるとか、非常に難しい許可をクリアして、こういう設計図になったと思うが、職員室も北側になるのか。それぞれの状況だとは思うが、子供たち全体を見渡せるため、学校というのは校庭側に職員室があるかと思うが、そういう配慮はなかったのか。教師の皆さんは、職員室に一番長い時間いらっしゃると思うが、寒い思いをして北側の職員室にいることになるのか。

学校施設課長

様々、図面のほうでご質問いただいたところである。まず、こちらの建物を設計するに当たっては、やはり施設一体型の小中一貫教育校というところで整備、運用していくために、建物を離して複数造るということではなくて、やはり教室とか職員室などの主要な施設については、まとめて1棟に集約させるということで考えている。

また、学校運営上重要な施設として校庭があるが、小中一貫教育校において、小学生の校庭利用を考えると、やはり校舎棟と校庭は1つの敷地にある必要があるということ。また、中学生と小学生だと体格差があるので、グラウンドについては、こちらは2つ造って、分けて利用する必要があるということである。

あとは、この敷地の形状といったところなどを考慮して、こういった校舎北棟、校舎南棟を建設させていただいた上で、第1校庭、第2校庭を整備したという計画をつくったものである。

あと、日陰の部分ということ、第2校庭北側ということであるが、こちらは検討して、北側のグラウンドに関しても一定の日照を確保できる計画でということ、凍結による影響は少ないと判断をし、もちろん水はけに配慮した仕様ということも含めて、本計画では北側のほうに土のグラウンドを整備しているところである。

また、校舎北棟と南棟をつなぐ通路ということで、こちらは資料3 - 2の表紙にイメージ図を出させていただいている。この2つの建物の間に屋根がついた通路を児童生徒が通るということで、屋内で行き来ができるため、安全、天候にも配慮した設計になっている。

坂口委員

もう出来てしまっているのでは仕方ないかもしれないが、少し心配に思った。

学校施設課長

先ほどのご答弁に追加させていただいて、資料3 - 3の2枚目のほう、先ほど施設、整備を集約するというお話をさせていただいたところであるが、例えば体育館とグラウンドが北棟と南棟にそれぞれ1個ずつあるというところで、児童生徒の安全、健康を配慮し、保健室に関しても、北棟と南棟に保健室を整備しているような形である。

それから、日陰部分についてだが、今回、周辺の住民の方への配慮もある。資料3 - 3の4枚目、日陰図を載せさせていただいているが、右側のほうが東側にかなり日陰が出ているような図になっている。こちらは、冬至の日、いわゆる一番太陽が低い位置にある日に地面のほうに日影がどれくらい伸びるのかということを示しているものであって、基本的には、東側のほうは民家がたくさんあるため、校舎自体も東側のほうは低くしたりして、実際のお住まいの例えば1階とか2階とかの部分の日照に関しては十分配慮させていただいている。

教育長

岡田委員。

岡田委員

今、ご説明いただいて、この小中一貫教育校について私はすごく期待しているところである。お尋ねしたいのが、南棟は中学校の特別教室などが主で、北棟のほうに小学校と中学校の普通教室があって、そこで日頃は学習をするという理解でよろしいか。もしそうすると、中学生は2階、小学生は3、4階部分という仕分けになっているのか。ご説明をいただきたい。

教育施策課長

最終的な調整はこれからの部分もあるが、基本的にはフロアで小学生、中学生を分けるのではない。例えば、資料3 - 3の2ページ目の右上に校舎北棟(2階)の図面がある。真ん中に黄色で廊下の部分があるが、左側に小学生、右側に中学生というような形で、日常からお兄さんお姉さん、弟妹がいるというような形で、フロアの中で関わりが持てるようにということを考えている。

その上で、やはり廊下であったり、特別教室に動く動線というようなこともあるから、完全にミックスというよりは、ある一定程度分けつつも、日頃から同じフロアに小学生・中学生が存在するというような形で教室の配置を考えていきたいと思っているところである。

岡田委員

今のご説明、私もとてもいいなと思った。小中一貫教育校になったときに、子供の

交流活動をどういうふうに計画して行くかというのはとても大事だと思っている。実際の生活の場面から、それぞれのフロアに小学生・中学生がいて、共に生活しているということについてはとても大きな期待感がある。ぜひ小学生と中学生の交流活動を活発に計画していただいて、子供たちのよりよい成長を期待していきたいと思う。

過日、不登校の話もあったが、こういった小学校・中学校の壁が一段と低くなれば、またいろいろな教育効果も期待できるかと思うので、ぜひそこら辺を注目していきたいと思った。

教育長

ほかにないか。中田委員。

中田委員

今ある大泉桜学園は、同じフロアで小学生・中学生の教室になっているのか。

教育振興部副参事

大泉桜学園の現状についてだが、もともと小学校と中学校で2つの学校が併設されていたところを、渡り廊下等を増築して、つなげているという状況である。

今の生活についてだが、小学校1年生から4年生までがもともといた小学生の校舎のほうで生活し、5年生から9年生といった学年の子たちは中学生の校舎のほうで一緒に生活しているような状況である。

教育長

ほかにないか。

では、私からお伺いしたい。この協議事項がいつ頃からできたのか、それから、直近にいつやって、どういった報告内容だったか、今手持ちで分かるようだったら説明をお願いしたい。

教育施策課長

この教育委員会の中に協議事項という形で設けさせていただいた正確なところははっきりしないが、いずれにしても平成28年の対応方針というものを初めてご報告させていただき、それ以降、教育委員会で協議させていただいている。

また、これまでというところのお話であるが、ほぼ毎年、地域説明会を行い、それらの内容について、その都度、教育委員会のほうにご報告をさせていただいている。例えば、令和3年の夏に説明会を行った後に教育委員会にご報告申し上げておるが、このときは基本設計が終わって、今ご覧いただいている図面といったものを初めてお示しさせていただいている。

そのタイミングでは具体的な学校の使い勝手であったり、安全確保はどうか、校庭や体育館がどのような形で使われるのか、こういったところを中心にご意見、ご質問をいただいたところである。

教育長

令和3年の夏頃には、一応配置図といったものは協議の中にあったということか。

教育施策課長

はい。

教育長

ほかはないか。中田委員。

中田委員

今後、小竹小学校の児童数が減った場合、どうなっていくのかが心配なことと、このメモリアルで旭丘小学校の物はショーケースに飾られるのに、小竹小学校のは、例えば、今後廃校とかになったときどうなるのか。小竹小学校の保護者だったら、それが心配かと思うため、そのあたりを教えていただきたい。

教育施策課長

旭丘中学校に通われている生徒、その保護者の方々がいらっしゃるから、当然であるが、旭丘の地域と小竹の地域で満遍なくこのアンケートにご協力をいただいたところである。

その際、直接、小竹小学校のメモリアル品はという声は上がってはいない。なぜかという、小竹小が廃校になるとか統合になるということが決まっているわけではないからである。ただ、委員のお話のとおり、もしそのような判断があったとしたら、旭丘小中学校と同じような形で小竹小学校の思い出の品等を新しい学校に展示できるように、また、デジタル的な記録等をしっかり残すように取り組んでいくことになるだろうと考えている。

教育長

ほかはないか。

では、この協議事項については継続とさせていただき、また必要に応じて協議させていただきたい。

(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次の協議事項である。協議(2)令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてであるが、この協議案件については、本日のところ継続として、次回以降に協議を行いたいと思うが、それよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

令和5年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

令和5年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

教育長

次に、報告事項である。本日は7件のご報告がある。では、報告の 番から願する。なお、 番と 番は関連する委託に関する事項であるので、一括して説明し、質疑についても一括でお願いしたい。

では、願する。

教育総務課長

資料に基づき説明

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

一括して、ご報告をさせていただいた。ご質問等があれば、願する。
仲山委員。

仲山委員

給食調理業務委託についてお伺いしたいが、食材の調達というのは業者ごとに行っているのか。例えば、練馬区の野菜を調達するということも学校ごとに行っているのか。

保健給食課長

本件の業務委託については、調理業務の作業を委託しているだけなので、献立をつくるのはそれぞれの学校の栄養士、それから、その食材を購入するのはそれぞれの学校ということになる。

仲山委員

分かった。

関連だが、例えば、どういう献立をつくるかはその学校の調理師さんが決めているのか。そのときに練馬区として、こういう栄養価のものを作ってもらいたいといった全体に願するようなガイドラインというか、何か要望を出しているのか。

保健給食課長

まず、栄養価等に関しては全国一律で、それぞれの年齢でこうした栄養素をとらなければならないということが文部科学省によって決められているので、これを遵守していただく。

また、先ほどお話にあった練馬区の地産地消と言われるような野菜等を使うということに関しては、これは区のほうからそれぞれの学校に対して、奨励するようなこともお話ししているし、食育推進計画というものもあるので、その中でうたっているところである。

教育長

ほかにないか。岡田委員。

岡田委員

学校用務業務委託の件でお尋ねだが、各小中学校に委託された業者の方が人員を配置して、用務業務をやるということになるかと思うが、1校当たり何人の用務員さんが配置されるという決まりはあるのか。というのは、学校によって子供の数が違うと思うが、そういうことを考慮せずに、1校当たり何人となるのか、または学校の規模によって変えているのか、教えていただきたい。

教育総務課長

練馬区については委託という契約形態でやっている。委託の場合、区のほうで何人ということは示してはいけないことになっているため、区では、仕様書で個々の学校の業務量といったものを細かく示し、それができる人員を事業者の判断で配置する形になっている。

実際1校当たり何人かという、基本的には常時2人いる。もっと人員が必要なときには事業者の判断で1人、日によって加算されたりもしている。また、常時2人いるが、その2人も1日通している1人、それから午前だけの1人と午後だけの1人、1人だけ代わるといったこともある。常時何人いるかという、2人以上はいるという形である。

岡田委員

具体的な例を申し上げますと、落ち葉がとても多い時期に、用務員さんたちが校庭だけではなく、道路まですごく一生懸命掃いてくださっていた。あの仕事を見ていると、落ち葉は毎日たまっていくし、それを毎日清掃するというのはとても大変で、そこら辺、用務員さんたちは何日かに一遍決めてやっているわけだが、今のお話だと、その状況によって人員が加配されるということがあるということなので、よかったと思う。必要な場合にはぜひ積極的に加配をお願いしたい。

教育総務課長

学校や区から今日は何人来てほしいといった話はないが、業務責任者という
本社の人に状況を伝えて、それに応じて、人を出していただくといった対応はできる。

例えば、ワックスがけをするとき、短期間でやりたいといった場合には、本社のほうから専門的な道具を持った社員が来て、人数も増やして短期間で終わらせる、といったことはやってくれている。

教育長

ほかにないか。

よろしければ、報告の 番と 番は終了させていただく。

令和4年度 練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について

教育長

次に、報告の 番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等あればお願いします。仲山委員。

仲山委員

資料6の4ページについて、令和3年、4年というところで、全ての数値が落ちて
いるわけではないが、上体起こし、反復横飛び、20メートルシャトルランに関しては、特に目立って落ちている。何が原因かということは現時点ではどこまで分かっているのか。

教育指導課長

例えば、ボール投げだと、本当に純粋にボールを投げる機会がどの程度あったのか。
または、そういう機会はどのくらい保障されていたのかということ、また、20メートルシャトルランというのは、いわゆる持久力なので、子供たちがどのくらい長いこと継続して運動するような時間があったのか。また、反復横跳びというのは、右に左に跳んだり、瞬発力を確かめるような運動だが、例えば、これは日常の遊びで言うと、鬼ごっこなどでもこういった瞬発力は鍛えられる。鬼ごっこは非常に単純な遊びに見えるが、逃げたり、追いかけていたりしている中でスピードをつけたり、止まったり、方向を変えたり、そういったところで体をうまく使いながら瞬発力を身につけるといったこともある。

そういった意味で、まだ総合的に、去年の6月の時点の結果ではあるが、運動の量が十分に確保できていなかったのではないかと推察している。

教育長

関連だが、この結果を分析して、今後どういう取組をしたらいいのかということで、先ほど最後のページでそのことにも触れていたが、このデータを解析する担当者は誰なのか。先生たちの中でそういう研究グループがあるのか。

教育指導課長

先ほど申し上げた体力向上検討委員会のメンバーでも検討していくし、教育委員会の中で独自に分析をしていくところもある。最終的にはリーフレットという形で、検討委員会での考察した部分と併せてご報告することになると思うが、検討する場としてはそういったところがある。

教育長

やっぱり体育の専門の先生方とか職員の方なのか。

教育指導課長

中学校では体育の教員、それから小学校では体育を専門に研究している教員が委員となっている。

教育長

ほかに。坂口委員。

坂口委員

資料6の2ページについて、私の印象だが、以前はほとんど網かけになっていたかと思うが、練馬の子というのは、やはりだんだん都会化してきているのかとか、いろいろなことを思った。

それから、全国と比べたのが表としてあったと思う。全国よりは練馬区のほうがもっと上回っていたという思いがある。空き地がなかったり、ボール投げ禁止の場所が多かったり、そういうことが思い当たる。研究会の先生方が随分いろいろ調査をして、こういう実践はどうだろうとかいって、多分学校ごとにもこの数値は出るだろうと思う。ぜひいい研究、いい実践をして、平均の数値なので何とも言えないが、何か向上したという証拠を示すと、子供たちも勢いがつくのではないかと思った。

決してこれを見過ごして、都会化したからとか、今の子供の生活環境はこういうことなんだと眺めていたのでは意味がないから、これを生かして、頑張っていたきたい。

教育指導課長

練馬が特に都会化したというご指摘があったが、確かに、遊び場が少なくなったとか空き地が減ったという町の変化の傾向については、練馬区でも確かにあるし、恐らくそれは全国的にも多く広がっているところかと思う。

今回いろいろ分析していく中で、例えば、全国では福井県がトップだった。福井県

自身が良い結果をどういうふうに分析しているかという、まずは、授業の中で非常に運動豊かに体を動かしているということや、授業以外でも学校の中で持久走だとか縄跳びだとか、そういったことを活発にやっていること。

加えて、福井県にはスポーツ少年団があるらしく、地域で運動する機会がある。その加入率が高いとか、地域のスポーツ行事に多く参加している。加えて、生活習慣、睡眠、朝食をきちんととっている割合が高い。そういった総合的な面から福井の体力の総合得点が高いという結果があった。

私ども練馬区としても、先ほど申し上げた体力検討委員会の取組に加えて、各学校の中でも様々な取組をしていて、体育の授業の工夫、研究をしたり、また、研修会を開いて、水泳指導とか縄跳び指導とか、そういった実技研修を通して指導の工夫、指導の向上を図れるようにしたり、また、授業の内容そのものも、体力テストで課題のある運動をあえて取り入れたり、コーディネーショントレーニングのように新たな刺激を、効果的な体づくりを高めるような運動を取り入れたり、行事の工夫、休み時間の工夫など積極的にやっているところである。そういったものをさらに今後広げながら、向上を図ってまいりたいと思っている。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

では、以上で、報告の 番は終了とさせていただきます。

(仮称)学校教育支援センター上石神井北の設置に伴う施設整備について

教育長

次に、報告の 番をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明に対してご質問等あったら、お願いします。仲山委員。

仲山委員

図面について、トイレは1か所だけのようだが、男女別ではないのか。

学校教育支援センター所長

男女別にできればよかったが、学童クラブ室のもともとのトイレがこの形のため、それぞれの個室は男女別とするが、トイレとしては1か所である。

仲山委員

使用する子供たち、特に中学生にとって若干気持ち的に使いづらい気もするが、こ

れは仕方ないのか。

学校教育支援センター所長

私どもも実は男女別トイレの設置ができないか検討したが、施設の新築ではなく、跡施設活用というところもあり、検討の結果、今の形の図面となっている。また、現在も実は施設についても同様の形でトイレのほうを利用して、出入りが比較的混みやすい状況にはなるので、男子も女子もそれぞれ使いやすいタイミングで入っていると、利用の中での工夫をしていただいているところである。

仲山委員

分かった。できるだけ使いやすいように検討をお願いします。

教育長

ほかにあるか。中田委員。

中田委員

最寄り駅は石神井公園か。

学校教育支援センター所長

この位置だが、一番近い位置は大泉学園駅から1.2キロとなる。また、上石神井駅からは1.9キロ、石神井公園の駅からは2キロぐらいである。ちょうど3駅利用できるような位置になっていて、非常にバス便は利用がしやすい。バス停からも歩いて1分程度の敷地となる。

教育長

ほかはないか。岡田委員。

岡田委員

資料の平面図について伺いたい。来る子供たちが主に不登校の子ということなので、いろいろな悩みを抱えている子も多いと思う。何か個別の指導を必要とした場合とか、クールダウンする必要がある場合に個室が必要かと思うが、この面談室というのはそういう目的で使用できるのか。

それから、過日、不登校の子供たちのことでいろいろと意見交換をさせていただいたときに、インターネットによるタブレットを用いた学習ということが結構言われたかと思うが、それに対応できるような構造になっているのか教えていただければと思う。

学校教育支援センター所長

面談室の活用については、相談以外にももちろんクールダウンの場所としても使えるが、主にクールダウンの場所として考えているのはフリースペースの部分であ

る。現在の上石神井の施設については、実は3階建てのビルを活用している。トライ、フリー、それぞれの教室と、1階に居場所的な機能を持つパレット、3層構造で運用しているが、フリー、トライの子たちがそのパレットをクールダウンの場所として上手に使っている。今回の施設では、このフリースペースの部分でクールダウンしたり、まだ教室に入りづらいといったときには、ここで過ごしながらかつ徐々に慣れていくといったスペースの活用の方法を考えている。

また、タブレット学習等々、ICTを活用した授業についてであるが、現在の適応指導教室では一定程度そういった取組を進めているし、この施設でもそういったことをできるようにしていきたいと考えている。

教育長

ほかはないか。

それでは、報告の 番は終了とさせていただきます。

令和5年第一回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

報告の 番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告事項について、ご質問等あれば、お願いします。仲山委員。

仲山委員

3、4のそれぞれの1に「懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削る」とあるが、これはどういうことなのか。

保育課長

今回の懲戒に係る経緯を含めてご説明させていただきたい。資料では児童福祉法と書いてあるが、大もとになっているのは民法である。従来、民法の822条に、親の権利である親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができるという規定があった。これが、従来から児童虐待を正当化する口実に利用されているのではないかという指摘がある。

今回、それを踏まえて、民法でこの懲戒ができるという規定が削除されて、新たに、体罰、その他の子の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす言動をしてはならないという規定が加えられた。

先ほど子育て支援課長からもあったが、この懲戒に関する条文を私どもの条例でも引用していることから、この懲戒ができる規定というのを濫用してはならないと

いう規定を削除するといった内容である。

教育長

ほかにはないか。では、報告の 番を終了する。

保育所整備等の進捗状況について

教育長

次に、報告の 番をお願いする。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの報告についてご質問等があったら、お願いする。仲山委員。

仲山委員

表の定員についてであるが、 は何なのか。

保育課長

マイナスというふうにご理解いただきたい。例えば、2ページの(1)家庭的保育事業(保育ママ)の1番の方はこれまで3名の定員でお預かりをしていたが、お辞めになるということで、マイナスの3というふうにご理解いただきたい。

教育長

坂口委員。

坂口委員

3ページの(3)1歳児1年保育、これは空きがあるのをお願いするという形で、38名のところが2歳児になれたかと思うが、1歳児についてのこのマイナスの数字を吸収するところはあるか。

保育課長

例えば、1ページの(1)私立認可保育所の予定定員の合計485名の数値を書かせていただいているが、このうち1歳児の定員は99名である。当然、1歳児1年保育が終了することで、1歳児の待機児童が出てはならないと考えているので、地域ごとに、また年齢別ごとにそのニーズを供給できるだけの定員については確保している。

教育長

中田委員。

中田委員

2ページの(1)家庭的保育事業(保育ママ)についてだが、保育ママは減少傾向にあるのか。

保育課長

やっていらっしゃる人数という意味では、定年をお迎えになるとお辞めになり、今、新たな保育ママさんを募集していないので、減少傾向かと思っている。

一方で、利用率という観点では、昨年並みに今、定員に対する実際のお子さんの数というのは利用率が上がっているので、あまり変わらないという認識をしている。

教育長

ほかにないか。

ないようだったら、この報告の 番は終了させていただく。

「練馬区成人の日のつどい」の開催結果について

教育長

では、次に、報告の 番をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件について、ご質問等があれば、お願いします。中田委員。

中田委員

抽せんになったということで、抽せんに漏れた方はどうされたのか。

青少年課長

抽せんに漏れた方は大教室のほうをご案内したところである。また、申し込まずに当日来た方も大教室のほうをご案内した。

教育長

ほかにないか。

では、ないようだったら、報告の 番を終了させていただく。

その他

教育長

その他であるが、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。現在のところはない。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。仲山委員。

仲山委員

卒業式のマスク着用に関して、練馬区のほうで方針は決まっているのか。

教育指導課長

昨日も文部科学大臣のほうからコメントをされていたということで、注目をしているところであるが、練馬区の基本的考え方としては、先月1月に各学校に示したもののとして、身体的距離を確保できる形での参列者をまとめる。これは昨年同様である。

ただし、去年は歌とか呼びかけとか、声を大きく発するものについては一律やめる方向でいたものを、今年は感染対策をしながらできるような形を取るということ、また、来賓など、委員の皆様や区の幹部も含めて、祝辞を述べさせていただきたい。かなり以前の形に戻すような形で進めているところである。

あとは、マスクを取って参列するのかどうかについては、また今後、国や都の考え方を踏まえつつ、学校が混乱をしないように、かつ、子供たちにとって、よりより卒業式になるように検討していきたいと思っている。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

では、第3回教育委員会定例会を終了させていただく。